

本協定書は参考として配布するものです。
協定の内容についてそれぞれの実情に併せて、適宜修正して頂いてかまいません。

【様式6】

共同体協定書

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 (以下「甲」という。) と〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 (以下「乙」という。)
とは、千葉県家計改善支援事業の受託者として応募するにあたり、当該事業に関する業務について、次のとおり「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇共同体協定書」(以下「協定書」という。)を締結する

(目的)

第1条 本協定書は、千葉県家計改善支援事業の受託者として応募する甲、乙が行う当該事業の業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 当共同体、〇〇〇〇・〇〇〇〇共同体(以下「共同体」という。)と称する。

(構成員の住所及び名称)

第3条 当共同体の構成員は次のとおりとする。

甲 住所 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇丁目〇番〇号

名称 〇〇〇〇

乙 住所 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇丁目〇番〇号

名称 〇〇〇〇

(代表団体)

第4条 当共同体の代表団体は〇〇〇〇とし、当該事業の業務の最終責任を負う。

(事業所の所在地)

第5条 当共同体の事務所は、〇〇市〇町〇丁目〇番〇号に置く。

(業務分担)

第6条 甲及び乙は、当該事業の業務について、下記の業務分担により責任をもって業務を遂行するとともに、相互に支援・協力を行うものとする。

(委託料)

第7条 甲は、受託者の代表として、千葉県から委託料を受けるものとし、受領後、乙へ本協定書第8条で定める割合に見合う額を支払うものとする。

(委託料の受領割合等)

第8条 甲及び乙が受領する委託料の割合は次のとおりとする。

甲 ○○○○ ○○%

乙 ○○○○ ○○%

(事業年度及び決算)

第9条 当共同体の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとし、事業年度末に決算を行い、決算書を作成する。

(欠損金の負担の割合)

第10条 前条の規定による決算の結果、欠損が生じた場合、甲及び乙は、それぞれの責任をもって負担する。

(協定書に定めのない事項)

第11条 本協定書に定めのない事項については、甲、乙協議の上、定めるものとする。

上記のとおり○○○○共同体協定書を締結した証拠として、この協定書正本2通及び副本1通を作成し、各甲及び乙が記名押印の上、正本については甲及び乙各自が所持し、副本については千葉県に提出する。

令和 年 月 日

○○○○・○○○○共同体

甲 代表者 ○○○○○○○○ ○丁目○番○号

○○○○○○○

代表者 ○○ ○○

乙 代表者 ○○○○○○○○ ○丁目○番○号

○○○○○○○

代表者 ○○ ○○